

子どもの「自立」サポート事業 業務委託事業者選定に係る審査基準

審査対象事項

審査項目	審査基準	配点 ①×② (点)	基本 点数 ① (点)	評価 係数 ②																		
1 社会的養護に 関する考え方と 業務遂行体制 (配点 25点)	① 事業者による社会的養護に関する業務等の実績が豊富で、かつ、社会的養護に関する理解が充分であるか。	5	5	1.0																		
	② 業務を遂行する体制になっているか。また、配置すべき相談支援担当職員について、仕様書に記載の要件を満たし、多様な相談に適切に対応することができる職員の配置がされているか。	5	5	1.0																		
	③ 多様な相談に対応可能な他職種、他機関連携体制が確保されているか。	5	5	1.0																		
	④ 相談室や子どもが集える適切な場所(部屋)の確保及び相談者に配慮した事業所運営(開所時間、曜日等)となっているか。	10	5	2.0																		
2 子どもに対する 相談支援 (配点 60点)	① 施設退所等を控えた子どもとの関係性を築き、深める工夫がなされているか。また、施設訪問による相談支援のスケジュールや体制等が効果的か。	15	5	3.0																		
	② 退所後の子どもの相談ニーズを正確に把握するための工夫がなされているか。また、児童養護施設等との連携、訪問による相談支援のスケジュールや体制等が効果的か。	15	5	3.0																		
	③ 進路及び就学支援、就労及び就業継続等の相談支援の実施方法や関係機関等との連携方法が効果的か。	20	5	4.0																		
	④ 自助グループの育成及び活動を支援する効果的な手法が提案されているか。	10	5	2.0																		
3 個人情報保護 等情報管理体 制 (配点 5点)	① 個人情報等の管理上の効果的な対策(運用上の仕組みやルール作り)について記述されているか。 ② 個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策(計画)について記述されているか。	5	5	1.0																		
4 経費 (配点 10点)	① 委託上限額以下の有効な見積額を評価の対象とする。 ② 見積額による評価点は、下の表に定めるとおりとする。 <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">見積額</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6,059,340 円を超え</td> <td style="text-align: center;">6,183,000 円以下</td> <td style="text-align: center;">6点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,935,680 円を超え</td> <td style="text-align: center;">6,059,340 円以下</td> <td style="text-align: center;">7点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,812,020 円を超え</td> <td style="text-align: center;">5,935,680 円以下</td> <td style="text-align: center;">8点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,688,360 円を超え</td> <td style="text-align: center;">5,812,020 円以下</td> <td style="text-align: center;">9点</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">5,688,360 円以下</td> <td style="text-align: center;">10点</td> </tr> </tbody> </table>	見積額		評価点	6,059,340 円を超え	6,183,000 円以下	6点	5,935,680 円を超え	6,059,340 円以下	7点	5,812,020 円を超え	5,935,680 円以下	8点	5,688,360 円を超え	5,812,020 円以下	9点	5,688,360 円以下		10点	10	/	/
見積額		評価点																				
6,059,340 円を超え	6,183,000 円以下	6点																				
5,935,680 円を超え	6,059,340 円以下	7点																				
5,812,020 円を超え	5,935,680 円以下	8点																				
5,688,360 円を超え	5,812,020 円以下	9点																				
5,688,360 円以下		10点																				
合 計		100																				

- ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ・提案者が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、受託候補事業者として選定する。
ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一つ以上ある提案者は、受託候補事業者として選定しない。
- ・提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託候補事業者として選定することとする。
ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の6割未満の項目が一つ以上ある場合は、受託候補事業者として選定しない。

審査(評価)	配 点
極めて高い (極めて良好)	5
高 い (良好)	4
中 位 (普通)	3
やや低い (やや不十分)	2
低 い (不十分)	1